

(仮称) 八峰風力発電所

環境影響評価準備書についての

意見の概要と事業者の見解

平成 26 年 9 月

八峰風力開発株式会社

目 次

第 1 章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	2
(1) 開催日時	2
(2) 開催場所	2
(3) 来場者数	2
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握	2
(1) 意見書の提出期間	2
(2) 意見書の提出方法	2
(3) 意見書の提出状況	3
第 2 章 環境影響評価準備書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する当社の見解	4

第 1 章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 16 条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書及びその要約書を公告の日から起算して 1 ヶ月間縦覧に供するとともに、インターネット利用により公表した。

(1) 公告の日

平成 26 年 8 月 1 日（金）

(2) 公告の方法

①平成 26 年 8 月 1 日（金）付けの次の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

[別紙 1 参照]

- ・ 秋田魁新報（朝刊）

②上記の公告に加え、次の「お知らせ」を実施した。

- ・ 各自治体の広報誌へ掲載した。

[別紙 2 参照]

広報はっぼう お知らせ版

8 月前半 P2

広報のしろ

7 月号（No.192）P6

- ・ 自治体ホームページ（秋田県）及び日本風力開発株式会社のホームページへ掲載した。

[別紙 3-1～3-3 参照]

(3) 縦覧場所

自治体庁舎 3 か所にて縦覧を実施した。また、日本風力開発株式会社のホームページにおいて、インターネットを利用して公表した。

① 自治体庁舎

- ・ 秋田県庁本庁舎 5 階環境管理課（秋田市山王四丁目 1-1）
- ・ 八峰町役場企画財政課（山本郡八峰町峰浜目名瀬字目長田 118）
- ・ 能代市役所第一庁舎行政情報センター（能代市上町 1-3）

② インターネットの利用による公表

- ・ 日本風力開発株式会社のホームページに準備書及び要約書を公表した。
- ・ 秋田県のホームページより日本風力開発株式会社のホームページにリンクすることにより準備書及び要約書が参照可能とされた。

(4) 縦覧期間

平成 26 年 8 月 1 日（金）から平成 26 年 9 月 1 日（月）までとした。

自治体庁舎は開庁時の午前 9 時から午後 5 時まで（土曜日、日曜日及び国民の休日を除く）とし、インターネットについては縦覧期間中常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

総数	1 名
（内訳）秋田県庁本庁舎 5 階環境管理課	1 名
八峰町役場企画財政課	0 名
能代市役所第一庁舎行政情報センター	0 名

なお、インターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は 178 回であった。

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

説明会の開催の公告は、準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。 [別紙 1 参照]

(1) 開催日時

平成 26 年 8 月 11 日（月）18 時 00 分から 19 時 00 分まで

(2) 開催場所

八峰町峰栄館

(3) 来場者数

4 名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する方の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成 26 年 8 月 1 日（金）から平成 26 年 9 月 16 日（火）までの間
（縦覧期間及びその後 2 週間とした。）

(2) 意見書の提出方法

[別紙 4-1～4-2 参照]

- ① 縦覧場所及び説明会会場に備え付けた意見書箱への投函
- ② 当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は1通、意見総数は1件であった。

第2章 環境影響評価準備書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第18条第1項の規定に基づき、環境影響評価準備書について、環境の保全の見地から提出された意見は1件であった。なお、環境の保全の見地以外からの意見は0件であった。

「環境影響評価法」第19条の規定に基づく、準備書についての意見の概要並びにこれらに対する事業者の見解は、次のとおりである。

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

1. 騒音、低周波音について

No.	意見の概要	事業者の見解
1	騒音・低周波音（超低周波音）について配慮していただきたくお願い申し上げます。当地区は八峰町と隣接しています。発電予定地から数キロ内に保育所・小学校（竹生）・水田や畑地がひろがっています。問題は全国的に風力発電施設から周辺住民に頭痛・不眠と言った事例が発生しています。環境省もやっと全国調査を始めたばかりです。周辺には水田・畑地もあり、近くで農作業を毎日しています。土地は人が生活を営む基礎でありその上で何世代もの人が生きていきます。その土地が騒音や低周波で汚染されれば生活の価値は低下します。ここは騒音等について基準値の問題だけでなく静かな環境です。能代市の周辺住民に対しても説明会を開催していただくことはできませんか？また、能代市行政当局の考えについても既に話し合っていると思いますが、内容も教えて頂けたら助かります。よろしくお願いします。	騒音、低周波音については準備書において、対象事業実施区域周辺の住居地域5地点で調査、予測及び評価を実施致しました。その結果はいずれの地点におきましても風力発電機による影響は小さいと評価しておりますが、さらに事後調査を実施することにより、影響が及ばないことの確認に努めたいと考えております。また、ご指摘の通り、今後においても最新の知見の情報収集に努めてまいります。 関係地域である能代市と八峰町を対象に準備書の住民説明会を8月11日に八峰町峰栄館にて開催させて頂きましたが、さらに、事業を進めるにあたっては地域住民の皆様のご理解を得ながら風力発電事業の計画を進めていきたいと考えております。 なお、能代市とも方法書段階から協議を行い、ご意見を戴いた上、対応させて頂いております。また、今後も引き続きご意見をいただきながら対応して参ります。

日刊新聞に掲載した公告

・秋田魁新報（朝刊 2 面）

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)八峰風力発電所環境影響評価準備書」を作成し、左記により縦覧及び意見書の提出についてお知らせいたしますので、ご覧頂きますようお願いいたします。

一、事業者の名称 代表者の氏名 事務所の所在地	二、対象事業の名称 種類 規模	三、対象事業実施区域 四、関係地域の範囲	五、縦覧の場所	六、意見書の提出	七、住民説明会の開催を予定する場所・時間	八、問い合わせ先
八峰風力開発株式会社 代表取締役 大村 昭一 東京都港区西新橋一丁目一番十五号 (仮称)八峰風力発電所 風力(陸上) 出力二万七千ワット (風力発電機の基数 最大九基)	秋田県山本郡八峰町峰浜地域 秋田県山本郡八峰町、能代市 秋田県庁本庁舎五階環境管理課、八峰町役場企画財政課、能代市役所第一庁舎行政情報コーナー	午前九時から午後五時まで(土・日・国民の祝日に関する法律に規定する休日及び閉庁日は除く) 平成二十六年八月一日(金)から 平成二十六年九月一日(月)まで 準備書及び要約書の電子版は、左記URLでご覧いただけます。 http://www.jwd.co.jp/products/inspection.html	準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函くださるか、左記まで郵送してください。 〒〇五-〇〇〇三 東京都港区西新橋一丁目一番十五号 八峰風力開発株式会社 宛 平成二十六年八月一日(金)から 平成二十六年九月十六日(火)まで(必着)	必要事項 ①意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) ②意見書の提出の対象である準備書の名称 ③準備書について、環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載してください)	八峰町峰栄館(八峰町峰浜地区) 平成二十六年八月十一日(月)十八時から 八峰風力開発株式会社 電話〇三(三五一九)七二五〇	八峰風力開発株式会社 電話〇三(三五一九)七二五〇

自治体広報誌への掲載

「広報はっぼう お知らせ版」8月前半掲載

風力発電事業に係る環境影響評価準備書の縦覧及び説明会のお知らせ

八峰町峰浜地区内において、八峰風力開発株式会社が計画する「(仮称)八峰風力発電事業」の環境影響調査、予測及び評価の結果等を記載した「環境影響評価準備書」の縦覧及び説明会を次のとおり行いますのでお知らせします。

- 縦覧書類 (仮称)八峰風力発電事業環境影響評価準備書
- 縦覧場所 八峰町役場 企画財政課
- 縦覧期間 8月1日(金)～9月1日(月) 午前9:00～午後5:00
※土・日・祝祭日を除く
- 意見書受付期間 8月1日(金)～9月16日(火) 必着
- 説明会日時・会場 8月11日(月) 午後6:00～ 峰栄館
- 意見書提出・問合せ先
八峰風力開発株式会社 〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-15
☎03-3519-7250

「広報のしろ」7月号掲載



風力発電事業環境影響
評価準備書の縦覧と説
明会のお知らせ

縦覧期間
8月1日(金)～9月1日(月)
午前9時～午後5時(土・
日を除く)

縦覧場所
行政情報コーナー(市役所
第一庁舎)

意見受付期間
8月1日(金)～9月16日(火)
(意見書は備え付けの意見
投函箱に入れてください)

説明会日時
8月11日(月)午後6時～

説明会場所 八峰町峰栄館
問合せ 八峰風力開発(株)
☎03-3519-7250



秋田県のホームページ掲載内容

○平成 26 年 8 月 1 日（金）より、環境管理課 環境アセスメント情報に掲載



美の国あきたホーム > 組織別案内 > 生活環境部 > 環境管理課 > (仮称) 八峰風力発電所に係る環境影響評価の概要

[2014年8月1日 登録]

(仮称) 八峰風力発電所に係る環境影響評価の概要

事業名		(仮称) 八峰風力発電所
事業者		八峰風力開発株式会社
事業の種類		風力発電所の設置
対象法令等		環境影響評価法
事業実施場所		山本郡八峰町峰浜
関係地域		山本郡八峰町、能代市
事業の規模		最大20,700kW (2,300～2,850kW級を最大9基設置)
方法書※	公告日	平成24年5月30日
	縦覧期間	平成24年5月30日～6月29日
	縦覧場所	八峰町役場企画財政課
	インターネットによる公表	－
	意見提出期限	平成24年7月13日
	意見数	なし
	知事意見	－
準備書	公告日	平成26年8月1日
	縦覧期間	平成26年8月1日～9月1日
	縦覧場所	秋田県庁本庁5階 生活環境部環境管理課 八峰町役場企画財政課 能代市役所第1庁舎行政情報コーナー
	インターネットによる公表	事業者ウェブサイト
	説明会開催日・場所	平成26年8月11日 午後6時～ 八峰町峰栄館（八峰町峰浜地区）
	意見提出期限	平成26年9月16日 （必着）
	意見数	
	公聴会開催日・場所	
	知事意見	

日本風力開発のホームページに掲載したお知らせ

○平成 26 年 8 月 1 日（金）より事業案内に掲載



Energy for Tomorrow
日本風力開発株式会社
JAPAN WIND DEVELOPMENT CO., LTD.

[・サイトマップ](#)
[・English](#)

[企業情報](#)
[財務・IR情報](#)
[事業案内](#)
[国内外の風力発電所・拠点](#)
[風力発電について](#)
[よくあるご質問](#)

[日本風力開発株式会社HOME](#) > [事業案内](#) > 電子縦覧

事業案内
Business guidance

[ビジネスフィールド](#)
[電子縦覧](#)



事業案内
Business guidance

写真ギャラリー



Energy for Tomorrow
イオスエンジニアリング&サービス株式会社
EOS ENGINEERING & SERVICE CO., LTD.



イオス エナジー マネジメント 株式会社
EOS ENERGY MANAGEMENT CO., LTD.

グリーンエネルギーポータルサイト
つくること・つかうこと・支らふこと
Green Energy Partnership

未来が変わる、日本が変える。

チャレンジ 25

（仮称）八峰風力発電所 環境影響評価準備書

（仮称）八峰風力発電所 環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）
準備書及びこれを要約した書類（以下「要約書」という。）を環境影響評価法第16条の規定に基づき
公表します。
準備書及び要約書は平成26年9月1日（月）まで閲覧することができます。なお、印刷及びダウンロードはできません。

[「（仮称）八峰風力発電所 環境影響評価準備書」の届出及び縦覧について](#)
[表紙・目次](#)
[第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)
[第2章 対象事業の目的及び内容](#)
[第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況](#)
[第4章 方法書についての意見及び事業者の見解](#)
[第5章 方法書に対する経済産業大臣の勧告](#)
[第6章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法](#)
[第7章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言](#)
[第8章 環境影響評価の結果](#)
8.1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果
8.1.1 大気環境
8.1.2 水環境
8.1.3 その他の環境
8.1.4 動物
8.1.5 植物
8.1.6 生態系
8.1.7 景観
8.1.8 人と自然との触れ合いの活動の場
8.1.9 廃棄物等
8.1.10 温室ガス等
8.2 環境の保全のための措置
8.3 事後調査
8.4 環境影響の総合的な評価
[第9章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)
[巻末資料](#)
[要約書](#)

（問い合わせ先）
八峰風力開発株式会社 電話 03-3519-7250（平日9時30分～17時30分）
※八峰風力開発株式会社は日本風力開発株式会社の100%出資子会社である風力開発株式会社が90%
出資した子会社（日本風力開発株式会社の孫会社）です。

[このページの先頭へ](#)

平成 26 年 8 月 1 日
八峰風力開発株式会社

「(仮称) 八峰風力発電所環境影響評価準備書」の届出及び縦覧について

当社は、環境影響評価法第 14 条第 1 項及び 15 条の規定に基づき「(仮称) 八峰風力発電所環境影響評価準備書」(以下「準備書」という。)及び要約書を作成し、電気事業法第 46 条の 11 の規定により、平成 26 年 7 月 29 日付で経済産業大臣に届け出るとともに、秋田県知事、八峰町町長、能代市市長へ送付しました。

また、環境影響評価法第 16 条に基づき、本日 8 月 1 日より自治体庁舎において、準備書及び要約書の縦覧を行います。

1. 準備書等の縦覧

(1) 縦覧場所：秋田県庁本庁舎 5 階環境管理課

八峰町役場企画財政課

能代市役所第 1 庁舎行政情報コーナー

(2) 縦覧期間：平成 26 年 8 月 1 日（金）～9 月 1 日（月）

（土曜・日曜・国民の祝日及び閉庁日は除く）

(3) 縦覧時間：午前 9 時～午後 5 時

※当ウェブページで準備書及び要約書を平成 26 年 8 月 1 日から平成 26 年 9 月 1 日迄閲覧することができます。

2. 意見募集

準備書について環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、書面にてご意見を提出してください。

(1) 意見書提出に必要な事項

- ・氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ・意見書を提出の対象である準備書の名称
- ・準備書について環境保全見地から意見（日本語により意見の理由を含めて記載してください。）

(2) 提出方法及び期限

- ・縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函（平成 26 年 9 月 16 日（火）まで）
- ・事業者に郵送（平成 26 年 9 月 16 日（火）必着）

〒105-0003 東京都港区西新橋 1 丁目 1 番 15 号

八峰風力開発株式会社 宛

(問い合わせ先)

八峰風力開発株式会社 電話 03-3519-7250(平日 9 時 30 分～17 時 30 分)

※八峰風力開発株式会社は日本風力開発株式会社の 100%出資子会社である風力開発株式会社が 90%出資した子会社(日本風力開発株式会社の孫会社)です。

お 知 ら せ

「(仮称) 八峰風力発電所 環境影響評価準備書」を次のとおり備え付けておりますので、ご覧ください。

1. 縦覧期間

平成 26 年 8 月 1 日 (金) から平成 26 年 9 月 1 日 (月) まで
(土曜日・日曜日・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び閉庁日は除く)

2. 縦覧時間

午前 9 時～午後 5 時

3. 閲覧用紙の記入

準備書をご覧になられた方は、恐れ入りますがご意見の有無にかかわらず、備え付けの用紙に住所・氏名を必ずご記入の上、ご投函ください。

4. 意見書の受付

「(仮称) 八峰風力発電所 環境影響評価準備書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙のご意見欄に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱にご投函頂くか、下記住所までご郵送願います。

○受付期間 平成 26 年 8 月 1 日 (金) ～平成 26 年 9 月 16 日 (火) まで
(郵送の場合は 9 月 16 日必着)

○送付先 (郵送の場合)

八峰風力開発株式会社

〒105-0003 東京都港区西新橋一丁目 1 番 15 号

○記載事項

①氏名及び住所 (法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地)

②意見書の提出の対象である準備書の名称

③準備書についての環境の保全の見地からの意見 (日本語により意見の
理由を含めて記載してください)

※準備書及び要約書は下記 URL でもご覧いただけます。

<http://www.jwd.co.jp/products/inspection.html>

以上

